

家庭的保育事業等

指導檢查基準(平成30年4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

保育内容編

(凡例)以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関係通知	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成26年9月24日八王子市条例第36号「八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」	市認可条例
3	平成26年9月24日八王子市条例第38号「八王子市特定教育・保育及び特定地域型保育事業運営の基準に関する条例」	市確認条例
4	「八王子市家庭的保育事業認可等事務取扱要綱」	事務取扱要綱
5	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
6	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
7	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
8	平成27年3月31日雇児発0331第1号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	雇児発0331第1号通知
9	平成27年3月31日雇児母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	雇児母発0331第1号通知
10	平成27年3月31日厚生労働省告示第199号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
11	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
12	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
13	平成9年6月30日児企第16号「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」	児企第16号通知
14	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
15	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
16	平成8年8月8日児企第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企第26号通知
17	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
18	平成19年3月30日八王子市規則第81号「八王子市健康増進法施行細則」	健康増進法施行細則
19	昭和28年10月20日東京都条例第111号「食品製造業等取締条例」	食品製造業等取締条例
20	昭和28年11月1日東京都規則第183号「食品製造業等取締条例施行規則」	食品製造業等取締条例施行規則
21	平成20年3月7日雇児総発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
22	「八王子市特定給食施設指導実施要綱」	市特定給食施設指導実施要綱
23	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
24	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令

(凡例)以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関係通知	略称
25	昭和33年6月13日 文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
26	平成16年1月20日 雇児発第0120001号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
27	平成29年6月16日 雇児保発0616第1号「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	雇児保発0616第1号
28	平成29年11月10日 府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	府子本第912号
29	平成13年6月15日 雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知

目 次

1 保育の状況	1
(1) 人権の尊重	1
(2) 全体的な計画の作成	2
(3) 指導計画の作成	2
(4) 指導計画の展開	3
(5) 保育内容等の評価	4
(6) 保育の体制	5
(7) 帳簿の整備	5
(8) 保護者との連携	6
2 食事の提供の状況	6
(1) 食育の計画	7
(2) 食事計画と献立業務	7
(3) 食事の提供	9
(4) 給食供給者の届出等	11
(5) 衛生管理	12
(6) 調理業務委託	13
(7) 調理について	13
3 健康・安全の状況	14
(1) 保健計画	14
(2) 利用乳幼児健康診断	14
(3) 健康状態の把握	14
(4) 虐待等への対応	15
(5) 疾病等への対応	15
(6) 衛生管理	16
(7) 利用乳幼児の安全確保	16

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 保育の状況</p> <p>(1) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育</p> <p>イ 虐待等の行為</p> <p>1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p>	<p>家庭的保育事業等における保育は、「保育所保育指針」に準じて行い、八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例その他関係法令等の定めによるものである。</p> <p>保育の原理について、「保育所保育指針」では次のことを示している。</p> <p>保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。</p> <p>乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」を目指す。</p> <p>1歳以上児では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。</p> <p>保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。</p> <p>家庭的保育事業等における保育は、擁護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育全体を通じて、擁護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。</p> <p>一人一人の利用乳幼児が、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。</p> <p>家庭的保育事業者等の職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p> <p>1 養護の内容は適切か。</p> <p>1 一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。</p> <p>1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 市認可条例第25条、第30条、第32条、第36条、第46条、第48条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章、第2章</p> <p>(1) 市認可条例第25条、第30条、第32条、第36条、第46条、第48条</p> <p>(2) 市確認条例第45条</p> <p>(3) 保育所保育指針第1章2</p> <p>(1) 市認可条例第6条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章1(5)ア、2(2)イ(ア)②③</p> <p>(1) 市認可条例第13条</p> <p>(2) 児童虐待の防止等に関する法律第2条、3条</p> <p>(3) 保育所保育指針第1章1(5)ア</p>	<p>(1) 保育の内容が適切でない。</p> <p>(2) 保育の内容が不十分である。</p> <p>(1) 養護の内容が適切でない。</p> <p>(2) 養護の内容が不十分である。</p> <p>(1) 一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。</p> <p>(2) 一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。</p> <p>(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。</p> <p>(2) 一部不適切な行為がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 全体的な計画の作成	<p>2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による1、2又は4の行為と同様の行為の放置その他の施設職員とにしての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>全体的な計画は、利用乳幼児や家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、利用乳幼児の育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。</p> <p>全体的な計画は、全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画等を通じ、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。</p>	<p>1 全体的な計画を作成しているか。</p> <p>2 全体的な計画の内容は十分か。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ	<p>(1) 全体的な計画を作成していない。</p> <p>(2) 全体的な計画の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(3) 指導計画の作成 ア 指導計画の構成	<p>全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、利用乳幼児の生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な利用乳幼児の日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p>	<p>1 長期的な指導計画を作成しているか。</p> <p>2 短期的な指導計画を作成しているか。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア (1) 保育所保育指針第1章3(2)ア	<p>(1) 長期的な指導計画を作成していない。</p> <p>(2) 指導計画の内容が不十分である。</p> <p>(1) 長期的な指導計画を作成していない。</p> <p>(2) 指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
イ 3歳未満児の個人別指導計画	<p>3歳未満児については、一人一人の利用乳幼児の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別の計画を作成すること。</p>	<p>1 3歳未満児について、個人別指導計画があるか。</p> <p>2 個人別指導計画の内容は十分であるか。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)	<p>(1) 3歳未満児について、個人別指導計画がない。</p> <p>(1) 個人別指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ ねらい及び内容、 環境構成	指導計画においては、家庭的保育事業所等の生活における利用乳幼児の発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、利用乳幼児の実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。 また、具体的なねらいが達成されるよう、利用乳幼児の生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、利用乳幼児が主体的に活動できるようにする。	1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ウ	(1) 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 (2) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	B B
エ 生活リズムの調和	1日の生活リズムや在園時間が異なる利用乳幼児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。	1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B
オ 休息等の状況	利用乳幼児の発達過程に応じて、休息を取ることができるようにすること。 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。 2 休息のために適切な環境を確保しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、2(2)イ(イ)④、3(2)オ (1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ	(1) 午睡等の適切な休息を全くとっていない。 (1) 休息のために適切な環境を確保していない。	C B
カ 長時間にわたる保育	長時間にわたる保育については、利用乳幼児の発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画への位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
キ 障害のある子どもの保育	障害のある利用乳幼児の保育については、一人一人の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、他の利用乳幼児との生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	1 障害のある利用乳幼児の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ、第3章2(2)ウ、第4章2(2)イ	(1) 障害のある利用乳幼児の保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障害のある利用乳幼児の保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	B B
(4) 指導計画の展開	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 (1) 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)ア、イ、ウ	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 保育内容等の自己評価	<p>(2) 利用乳幼児が行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、利用乳幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>(3) 利用乳幼児の主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、利用乳幼児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p>				
	<p>2 保育士等は、利用乳幼児の実態や状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p>	<p>2 保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ、(5)イ</p>	<p>(1) 保育の過程の記録、指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。</p>	<p>B</p>
	<p>3 保育日誌は、保育の状況（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録であり、保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとする重要な記録簿である。 なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。</p>	<p>1 保育日誌を作成しているか。 2 保育日誌の記録内容は十分か。 ・0・1歳児は個人別記録になっているか。</p>	<p>(1) 市認可条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p>	<p>(1) 保育日誌を作成していない。 (2) 保育日誌の記録内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
<p>1 保育従事者は、保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。</p>	<p>1 保育従事者の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。 2 家庭的保育事業者等は、保育の内容等について、自ら評価を行い、公表しているか。 3 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5) (1) 市認可第6条 (2) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)、第5章1(2)</p>	<p>(1) 保育従事者の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。 (1) 家庭的保育事業者等の自己評価を行わず、公表していない。 (2) 評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を行っていない。</p>	<p>B B B</p>	

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数	<p>家庭的保育事業等における保育時間は、原則として一日につき8時間とし、利用乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、家庭的保育事業者等の長がこれを定める。</p> <p>家庭的保育事業等は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。</p> <p>休所又は一部休所（開所しているが、一部の利用乳幼児を休ませている場合をいう。）の理由とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症の疾患 (2) 非常災害の発生 (3) 「警戒宣言」の発令などである。 <p>家庭的保育事業等運営規程に保育時間を定めておきながら、これを短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることは認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。 2 その他不適正な事項はないか。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法第6条の3第9項、第10項、第11項、第12項 (2) 市認可条例第24条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保育時間を短縮している。 (2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。 (3) 全部又は一部休所している。 (4) 家庭保育を依頼している。 (1) その他不適正事項がある。 	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
イ 保育従事者の配置	<p>保育従事者は保育士である常勤職員を原則とする。</p> <p>なお、実際の保育にあたり配置する保育従事者の数は、登園児童に対して、職員配置基準による必要保育従事者数と同様の方法により算出するが、保育所型事業所内保育事業にあつては、算出した結果、必要保育士数が1名の場合であっても、常時2名を下回ってはならない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育従事者を適正に配置しているか。 2 その他不適正な事項はないか。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市認可条例第23条、第24条、第29条、第30条、第31条、第32条、第34条、第36条、第39条、第41条、第44条、第46条、第47条、第48条 (2) 事務取扱要綱第2の4(1) 	<ol style="list-style-type: none"> (1) （家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除き）保育士が配置されていない時間帯がある。 (2) （居宅訪問型保育事業を除き）保育従事者一人のみの勤務時間帯がある。 (1) その他不適正事項がある。 	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(7) 帳簿の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものなので、全ての利用乳幼児について毎日正確に記録しておく必要がある。また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。 2 児童票には、個々の利用乳幼児の状態を把握するものとして利用乳幼児の保育経過記録と、利用乳幼児の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童出欠簿を作成しているか。 2 児童出欠簿の記録内容は十分か。 1 児童票を作成しているか。 2 児童票の記録内容は十分か。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市認可条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ (1) 市認可条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 児童出欠簿を作成していない。 (2) 児童出欠簿の記録内容が不十分である。 (1) 児童票を作成していない。 (2) 児童票の記録内容が不十分である。 	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>(8) 保護者との連携</p>	<p>常に利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>利用開始時には、保育方針、保育時間、休所日等の家庭的保育事業者等の運営内容を利用のしおり等の文書をもって保護者に周知徹底し、理解を得る必要がある。保護者に対する支援は、利用乳幼児の送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、利用乳幼児の様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解を図るよう努めること。なお、3歳未満児については、家庭的保育事業者等で用意した連絡帳を備える必要がある。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園だよりの発行 ・保護者との懇談会 等 	<p>1 保護者との連携は十分か。</p>	<p>(1) 市認可条例第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア</p>	<p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>2 食事の提供の状況</p>	<p><家庭的保育事業等の特性を生かした食育></p> <p>利用乳幼児が豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。</p> <p>家庭的保育事業所等における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、利用乳幼児が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。</p>		<p>(1) 市認可条例第16条</p> <p>(2) 食育基本法</p> <p>(3) 保育所保育指針第3章2</p> <p>(4) 雇児発0331第1号通知</p>		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(1) 食育の計画	<p>〈食育の環境の整備等〉 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、利用乳幼児や保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。</p> <p>利用乳幼児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、利用乳幼児と調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p> <p>ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは利用乳幼児の発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。</p> <p>保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</p> <p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づき作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意することが重要である。同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。</p> <p>食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。</p>	1 食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づき作成しているか。	(1) 市認可条例第16条 (2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ	(1) 食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけていない。	B
(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	1 食事計画とは、利用乳幼児の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画である。	1 食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。	(1) 市認可条例第16条 (2) 雇児発0331第1号通知 (3) 雇児母発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 食事摂取基準を活用した食事計画を策定していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 献立の作成	<p>2 利用乳幼児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量（以下「給与栄養量」という。）の目標を設定するよう努めること。</p> <p>昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる利用乳幼児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。</p> <p>利用乳幼児の食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。</p> <p>献立作成に当たっては、利用乳幼児の咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2週間周期以上の献立となっている。 ・ 誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・ 四季に応じた食品が使用されている。 	<p>1 給与栄養量の目標を設定しているか。</p> <p>1 献立表を適正に作成しているか。</p>	<p>(1) 市認可条例第16条 (2) 雇児発0331第1号通知 (3) 雇児母発0331第1号通知</p> <p>(1) 市認可条例第16条 (2) 雇児発0331第1号通知 (3) 雇児母発0331第1号通知 (4) 市特定給食施設指導実施要綱</p>	<p>(1) 給与栄養量の目標を設定していない。</p> <p>(1) 献立表を作成していない。 (2) 予定献立の記載内容が不適当である。 (3) 責任者の関与がない。 (4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。 (5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。 (6) 既製品（インスタント食品・市販の調理済み製品等）の使用が随所にみられる。 (7) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
	ウ 食品の管理	<p>献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入（の手続き）受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。</p>	<p>1 あらかじめ作成された献立に従って食品を購入しているか。</p> <p>2 発注書・納品書を整理、保存しているか。</p> <p>3 納品時に食品材料の検収を行っているか。</p> <p>4 在庫食品の受払処理は適正か。</p>	<p>(1) 市認可条例第16条、第19条 (2) 社援施第65号通知 (3) 市特定給食施設指導実施要綱</p>	<p>(1) 正当な理由なく変更している。 (2) 数量に大幅な違いがみられる。</p> <p>(1) 発注書・納品書がない、又は不十分である。 (2) 発注に当たって責任者の関与がない。</p> <p>(1) 食品材料の検収を全く行っていない。</p> <p>(1) 在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 また、献立に基づき食事の提供を行う。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。 2 食事の提供に関するに記録（給食日誌、実施献立等）を作成しているか。	(1) 市認可条例第16条 (1) 市認可条例第16条 (2) 市認可条例第19条	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。献立表を作成していない。 (1) 食事の提供に関するに記録を作成しているか。 (2) 実施献立の記載内容が不適当である。	C C B
イ 利用乳幼児の状況に応じた配慮	1 一人一人の利用乳幼児の生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の利用乳幼児の心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 2 <乳児> 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。	1 利用乳幼児の状況に応じた配慮をしているか。 2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) 市認可条例第16条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第3章2(2)ウ (1) 市認可条例第16条 (2) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)①③、(ウ)②、(3)ウ、2(2)ア(イ)②④、(ウ)②④ (3) 雇児発0331第1号通知	(1) 利用乳幼児の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 利用乳幼児の状況に応じた配慮が不十分である。 (1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等	<p>〈1歳以上3歳未満児〉 1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>参考：「授乳・離乳の支援ガイド」（厚生労働省）</p> <p>3 利用乳幼児の食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する利用乳幼児の生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めること。 状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。</p> <p>アレルギー疾患を有する利用乳幼児の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>参考：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）</p>	<p>3 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②、2(2)ア(ウ)②、第3章1(3)ウ、2(2)ウ (2) 雇児発0331第1号通知</p>	<p>(1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギーへの対応が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。 なお、食事の中止等の理由とは、 (1) 感染症の発生に伴う保健所の指示 (2) 調理室の改築・修繕等 (3) 非常災害等で給食することが不可能などである。</p>	<p>1 施設の都合で中止していないか。 2 間食を提供しているか。 3 その他不適正な事項はないか。</p>	<p>(1) 市認可条例第16条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第2章3(2)ア(イ)⑤ (1) 雇児母発0331第1号通知</p>	<p>(1) 食事の提供を中止している。 (1) 間食を提供していない。 (1) その他不適正な事項がある。</p>	<p>C B C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
エ 検査用保存食の保存	食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検査用保存食を適切に保存する必要がある。検査用保存食は、保育所で提供する全ての食品（既製品を含む。）について、原材料及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること、原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存することが求められている。	1 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 社援施第65号通知 (2) 児企第16号通知	(1) 検査用保存食を適切に保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	C B
(4) 給食提供者の届出等 ア 給食供給者の届出	給食供給者は、給食施設における食事の供給を開始した日から10日以内に、八王子市保健所長に届けなければならない。給食供給者とは、学校、病院、社会福祉施設等において特定多数人に対して、同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する者をいう。 ただし、健康増進法に基づき、特定給食施設（継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）の開始届をすでに提出している給食施設については、再び届け出る必要はない。	1 給食供給者の届出をしているか。	(1) 健康増進法第20条 (2) 食品製造業等取締条例第5条の6 (3) 食品製造業等取締条例施行規則第7条の3第2項	(1) 給食供給者の届出をしていない。	B
イ 食品衛生責任者の設置	1 給食供給者は、施設ごとに自ら食品衛生責任者となるか、又は当該施設における従事者のうちから食品衛生責任者1名を定めて置かなければならない。 食品衛生責任者は、栄養士、調理師又は食品衛生責任者のための講習会の受講修了者等に該当し、常時、施設、食品の取扱い等を管理できる者のうちから選任されなければならない。 *食品衛生責任者とは、 (1) 栄養士 (2) 調理師 (3) 保健所長等が実施する食品衛生責任者のための講習会の受講修了者 (4) 知事が指定した講習会の受講修了者などである。	1 食品衛生責任者を設置しているか。	(1) 食品製造業等取締条例第6条別表第4 給食供給者の衛生基準の第2「衛生管理運営基準」第2-1(1)イ	(1) 食品衛生責任者を設置していない。	B
	2 給食供給者は、調理場の見やすい場所に食品衛生責任者の氏名を掲示すること。	2 食品衛生責任者の氏名を掲示しているか。	(1) 食品製造業等取締条例第6条別表第4 給食供給者の衛生基準の第2「衛生管理運営基準」第2-1(1)ロ	(1) 食品衛生責任者の氏名を掲示していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 栄養管理報告	<p>特定給食施設の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告を行わなければならない。特定給食施設に該当しない給食施設についても、特定給食施設に準じて報告するよう努めること。</p>	1 栄養管理報告を行っているか。（特定給食施設）	(1) 健康増進法施行細則第6条 (2) 市特定給食施設指導実施要綱	(1) 栄養管理報告を行っていない。（特定給食施設）	B
(5) 衛生管理 ア 検便	<p>食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、家庭的保育事業所等内の衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。</p> <p>検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。</p>	1 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っているか。	(1) 市認可条例第17条 (2) 事務取扱要綱第2の5(5) (3) 雇児総発第36号通知 (4) 社援施第65号通知 (5) 労働安全衛生規則第47条	(1) 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不適切事項がある。（検査項目不足等）	C B
		2 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 労働安全衛生規則第51条 (2) 社援施第65号通知	(1) 検査結果を適切に保管していない。	C
イ 調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検	<p>調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。</p> <p>調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。</p> <p>健康チェック・衛生管理の自主点検の記録をしておくこと。</p>	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	(1) 雇児総発第36号通知 (2) 社援施第65号通知 (3) 児企第16号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない（下痢、嘔吐、発熱、手指の傷、化膿創等）。 (2) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。	C B
		2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 市認可条例第6条、第15条 (2) 雇児総発第36号通知 (3) 社援施第65号通知	(1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。 (3) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。	C C B
ウ 検食	<p>検食を食事提供前に行い、異味・異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。</p>	1 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発0307001号通知	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不適切である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 調理業務委託	<p>調理業務については、家庭的保育事業者等が責任を持って行えるよう家庭的保育事業者等の職員により行われることが原則であり、望ましい。</p> <p>しかしながら、家庭的保育事業所等の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、家庭的保育事業所等の職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。</p> <p>なお、栄養面での配慮とは、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられる体制にあることをいう。</p>	<p>1 家庭的保育事業所等の職員による調理と同様な食事の質が確保されているか。</p> <p>2 家庭的保育事業所等内の調理室を使用して調理させているか。</p> <p>3 栄養面での配慮がされているか。</p> <p>4 家庭的保育事業所等は、児発第86号通知で示されている業務を行っているか。</p> <p>5 受託業者は児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。</p> <p>6 契約内容は児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。</p>	(1) 事務取扱要綱第2の4(1)イ	<p>(1) 食事の質が確保されていない。</p> <p>(1) 家庭的保育事業所等内の調理室を使用して調理していない。</p> <p>(1) 栄養面での配慮がされていない。</p> <p>(1) 家庭的保育事業所等が行う業務を行っていない。</p> <p>(2) 家庭的保育事業所等が行う業務が不十分である。</p> <p>(1) 要件を満たしていない。</p> <p>(1) 要件を満たしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
(7) 調理について	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねているほかの社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行うことが原則である。</p>	<p>1 当該家庭的保育事業所等内で調理しているか。</p> <p>2 当該家庭的保育事業所等の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保しているか。</p> <p>3 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われているか。</p> <p>4 調理業務を受託する者が当該家庭的保育事業所等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者であるか。</p>	(1) 市認可条例第16条	<p>(1) 当該家庭的保育事業所等内で調理していない。</p> <p>(1) 体制及び契約内容を確保していない。</p> <p>(1) 栄養士による必要な配慮が行われていない。</p> <p>(1) 給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できる能力を有していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 健康・安全の状況	利用乳幼児の健康及び安全は、利用乳幼児の生命の保持と健やかな生活の基本であり、家庭的保育事業所等においては、一人一人の利用乳幼児の健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、家庭的保育事業所等の利用乳幼児の集団全体の健康及び安全の確保に努めることが重要となる。		(1) 保育所保育指針第3章		
(1) 保健計画	利用乳幼児の健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の利用乳幼児の健康の保持及び増進に努めていくこと。	1 保健計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成していない。	B
(2) 利用乳幼児健康診断	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 利用乳幼児の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が利用乳幼児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	1 利用開始時の健康診断を行っているか。 2 健康診断を年2回行っているか。 3 実施時期・方法等は適切か。 ・未実施児対策は十分か。 4 記録を作成しているか。 5 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 市認可条例第17条 (2) 学校保健安全法第11条 (3) 保育所保育指針第3章1(2)イ (1) 市認可条例第17条 (2) 学校保健安全法第13条 (3) 保育所保育指針第3章1(2)イ (1) 市認可条例第17条 (2) 学校保健安全法第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (1) 市認可条例第19条、第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ (1) 市認可条例第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 入所時の健康診断を行っていない。 (1) 健康診断を年2回行っていない。 (1) 実施時期が不適切である。 (2) 実施方法等が不適切である。	C C C B
(3) 健康状態の把握	1 一人一人の利用乳幼児の平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて利用乳幼児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 日々の健康状態を観察しているか。 2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ (1) 市認可条例第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。 (1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 虐待等への対応	<p>2 利用乳幼児の心身の状態に応じて保育するために、利用乳幼児の健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。</p> <p>利用乳幼児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区市町村や関係機関（嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等）と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。</p> <p>また、虐待が疑われる場合には、速やかに児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p> <p>家庭的保育事業者等の長は、利用乳幼児又は障害者に対する虐待事案の早期発見及び防止に努めるため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じること。</p>	2 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア	(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	B
		1 児童虐待の早期発見に努めているか。	(1) 市認可条例第13条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条 (3) 保育所保育指針第3章1(1)ウ第4章2(3)イ	(1) 早期発見に努めていない。	C
		2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切な対応しているか。	(1) 児童福祉法第25条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第6条 (3) 保育所保育指針第3章1(1)ウ第4章2(3)イ	(1) 速やかに通告していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C
(5) 疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、利用乳幼児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や利用乳幼児のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行う。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図る。</p>	3 虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じているか。	(1) 市認可条例第13条	(1) 虐待防止研修等必要な措置を講じていない。	C
		1 体調不良等への対処を適切に行っているか。	(1) 市認可条例第15条、第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア	(1) 急な病気等への対処を適正に行っていない。	C
イ 感染症等	<p>感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>参考：保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師や栄養士が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>	2 感染症の予防対策を講じているか。	(1) 市認可条例第15条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ	(1) 感染症予防対策を講じていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。	C B
		3 利用開始前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。		(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。	B
		4 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。	(1) 市認可条例第15条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)	(1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ アレルギー疾患	アレルギー疾患を有する利用乳幼児の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 参考：保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成23年3月厚生労働省）	1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B
(6) 衛生管理	利用乳幼児及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めること。	1 食中毒事故の発生防止を行っているか。	(1) 市認可条例第15条 (2) 保育所保育指針第3章 (3) 社援施第97号通知 (4) 雇児発第0120001号通知	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。	B
		2 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 社援施第97号通知 (3) 児企第26号通知	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	B B
(7) 利用乳幼児の安全確保	1 保育中の事故防止のために、利用乳幼児の心身の状態等を踏まえつつ、家庭的保育事業所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、利用乳幼児の主体的な活動を大切にしつつ、家庭的保育事業所等内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・園外保育時に携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ・園外保育時に複数の保育士が対応しているか。 ・園外保育時の迷子、置き去り防止策を行っているか。 ・職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。 ・水遊び等を行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底しているか。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（内閣府）	1 利用乳幼児の事故防止に配慮しているか。	(1) 市認可条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (3) 雇児総発第402号通知 (4) 雇児保発0616第1号	(1) 利用乳幼児の事故防止に配慮していない。 (2) 利用乳幼児の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B
		3 乳幼児突然死症候群（SIDS）の事故防止対策を講じているか。 ・睡眠時チェック表を作成しているか	(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、3(2)イ	(1) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>事故報告の第1報は原則事故発生日（遅くとも事故発生日）、第2報は原則1カ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果においては、でき次第報告すること。</p> <p>2 利用乳幼児の登降園は、送迎時における利用乳幼児の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。</p>	<p>2 事故報告を市に、速やかに 行っているか。</p> <p>1 利用乳幼児の登降園は保護者 等が行っているか。</p>	<p>(1) 府子本第912号</p> <p>(1) 雇児総発第402号通知別添 2（児童福祉施設・事業（通 所型）における点検項目）</p>	<p>(1) 事故報告が速やかに行われて いない。</p> <p>(1) 利用乳幼児の登降園を責任あ る人以外の人が行っている。 (2) その他不適正な事項がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>